南あわじ市公告

南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表について

平成17年度における本市の人事行政の運営等の状況について、南あわじ市人事行政の 運営等の状況の公表に関する条例(平成18年南あわじ市条例第6号)の規定に基づき、次 のように公表する。

平成18年11月1日

南あわじ市長 中 田 勝 久

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用状況(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

	X		分		採用者数	備考
	点几	行	πh	職 20人		事務職14人、保育士2人、幼稚園教諭1人、県からの身分
	ΝX	1 J	ШΧ	ᄪ	200	移管職員3人(学校教育指導主事2人、農業公園獣医1人)
医		師		職	1人	沼島診療所の医師 1 人
看		護		職	0人	
技	能	労	務	職	3人	養護老人ホームの介護職員3人
É	合			計	2 4 人	

- (注) 1 採用者数は、競争試験(一般行政職及び技能労務職)及び選考(医師職)により採用した職員数。
 - 2 この採用については、合併前の旧三原郡4町での平成17年1月10日付の退職者19人 及び平成17年3月31日付の退職者15人の合計34人の退職者に対応したもの。

(2)職員の職種別事由別退職状況(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

	X		分		定年退職	勧奨退職	普通退職	計
_	般	行	政	職	0人	6人	3人	9人
医		師		職	0人	0人	1人	1人
看		護		職	0人	0人	0人	0人
技	能	労	務	職	1人	0人	1人	2人
合				計	1人	6人	5人	1 2人

- (注) 1 勧奨退職とは、一定の年齢及び勤務年数を経過した者が、定年前に退職するもの。
 - 2 普通退職とは、定年退職、勧奨退職以外の者で、自己都合により退職したもの。

(3)職員数の状況(各年度の4月1日現在)

部	門		職	数数	対前年	 主な増減理由等		
шР			平成 18年	平成 17年	増加数	工场相似注册与		
	議		6 人	7人	1人	議員数減による減		
	総	務	158 人	165 人	8人	窓口業務の適正化等による減		
福祉関係を	税	務	24 人	19人	5人	徴収業務強化等のための増		
除く	農林	水産	48 人	49 人	1人	事務の合理化等による減		
一般行政	商	I	13 人	15 人	2 人	事務の合理化等による減		
	土	木	38 人	43 人	5人	災害復旧事業完了等による減		
	小	計	287 人	298 人	12 人			
	民	生	137人	125 人	12人	事業量の増大による増		
福祉関係	衛	生	47 人	52 人	5人	事務の合理化等による減		
	小	計	184人	177人	7人			
一般行	政 部	門	471 人	475 人	5人			
# = DI 4 = Th	教	育	91 人	89 人	2 人	生涯学習教育等強化のための増		
特別行政	消	防	1人	1人	0人			
特 別 行	政 部	門	92 人	90 人	2 人			
	病	院	6人	6人	0人			
八当么类	水	道	18人	18人	0人			
公営企業	下水	〈道	30 人	30人	0人			
	その	他	41 人	42 人	1人	国保事業の適正化による減		
公営企業等	会計	部門	95 人	96 人	1人			
合	計		658人	661 人	4人			

2 職員の給与の状況

(1)人件費(決算額)の状況

区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	中低顺士	人件費	人件費率
区分	(各年度末の3月31日)	(A)	実質収支	(B)	(B/A)
17年度	平成18年3月31日 人	千円	千円	千円	%
17年辰	53,960	28,865,568	1,060,093	4,762,260	16.5
16年度	平成17年3月31日 人	千円	千円	千円	%
10千反	54,510	29,470,108	904,643	4,947,350	16.8
比較	人	千円	千円	千円	%
	550	604,540	155,450	185,090	0.3

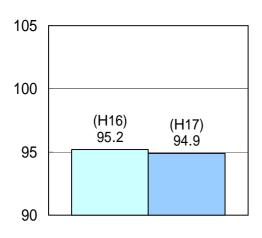
- (注) 1 人件費は、平成 16 年度及び平成 17 年度の普通会計決算額で、一般職及び特別職の職員に対 する給与、報酬のほか、健康保険、退職手当等の負担金を含む。
 - 2 普通会計とは、一般会計に、サイクリングターミナル事業特別会計、産業廃棄物最終処分事業特別会計及びケーブルテレビ事業特別会計を加えたもの。

(2)職員(一般行政職)給与費(予算額)の状況

	職員数	給	与費			一人当たり給与費
区分	(A)	給 料	期末・勤勉手当	その他の手当	計(B)	(B/A)
18年度	4月1日 人	千円	千円	千円	千円	千円
10千反	557	2,145,357	894,024	385,351	3,424,732	6,149
17年度	4月1日 人	千円	千円	千円	千円	千円
17 牛皮	562	2,179,286	907,386	449,693	3,536,365	6,292
比較	人	千円	千円	千円	千円	千円
	5	33,929	13,362	64,342	111,633	143

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 給与費は平成17年度及び平成18年度の当初予算にそれぞれ計上された額。
 - 3 職員数の中には、特別職(市長、助役及び収入役)は含まないが、教育長は含む。

(3)ラスパイレス指数の状況(各年度の4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給 与水準を100とした場合の地方公務員の 給与水準を示す指数。

(4)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成18年4月1日現在)

区分	1	般 行 政	職	医	師	職
区 刀	平均給料	平均給与	平均年齢	平均給料	平均給与	平均年齢
南あわじ市	322,175 円	379,878 円	41 歳 3 ケ月	530,833 円	1,287,522 円	55 歳 3 ケ月
国	328,477 円	381,212 円	40歳4ケ月	483,409 円	713,939 円	46 歳 0 ケ月

	看	護	職	技	能 労 務	職
区分	平均給料	平均給与	平均年齢	平均給料	平均給与	平均年齢
南あわじ市	275,369 円	308,254 円	36 歳 4 ケ月	280,725 円	327,434 円	43 歳 2 ケ月
国	292,549 円	325,290 円	37歳6ケ月	286,500 円	318,595 円	48歳4ケ月

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外 勤務手当などの諸手当の額を合計したもの。

また、下段は国家公務員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢。

(5)職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区分		南あわじ市	国	
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円	
一万又1 」 正义 电线	高 校 卒	138,400円	138,400円	
医 師 職	大 学 卒	235,200円	235,200円	
弄 쓮 啦	大学卒	196,000円	196,000円	
看護職	短大 3 卒	186,700円	186,700円	
技能労務職	高校卒	140,300円	135,600円	

(6)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

· / 1405C 05 //4		3 /111/33 1 - 1	7.0-H 1 17 3 HX = 1	10000	,,,,	. 4.704			
			経 験 年 数 別 平 均 給 料 月 額						
X	区分		15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	ᅂᄯᄡᄂ		
		15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	35年以上		
南あわじ市	大学卒	275,900円	322,400円	383,500円	408,400円	440,700円	446,000円		
(一般行政)	高校卒	236,900円	274,100円	331,400円	380,900円	411,000円	432,000円		
国	大学卒	300,600円	362,300円	412,800円	444,200円	455,600円	466,300円		
(行政職)	高校卒	247,500円	298,700円	354,600円	395,100円	422,400円	438,600円		

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	7級	6級	5 級	4級	3級	2級	1級	合計
主な職 務内容	部長	次長 課長	課長 主幹	課長補佐	係長 主査	主事	主事	
職員数	10 人	46 人	98 人	141 人	154 人	83 人	48 人	580 人
構成比	1.7%	7.9%	16.9%	24.3%	26.6%	14.3%	8.3%	100.0%

- (注)1 職員数は、南あわじ市の給与条例に基づく一般行政職の給料表の級別区分による職員数。
 - 2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務。

(8)昇給期間短縮の状況(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

区 分	全職種
職員数(A)	平成17年4月1日現在職員数 661人
普通昇給期間を短縮して昇給した職員数(B)	該当者なし
比 率 (B/A)	%

(9)期末手当・勤勉手当(平成17年度)

D	/	南あれ	つじ市	国	
X	分	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.40 ケ月	0.70 ケ月	1.40 ケ月	0.70 ケ月
支 給 割 合	12 月 期	1.60 ケ月	0.75 ケ月	1.60 ケ月	0.75 ケ月
	合 計	3.00 ケ月	1.45 ケ月	3.00 ケ月	1.45 ケ月
1 人 あ た り	平均支給額	1,459,000 円			

(注)1 上記の平均支給額は、普通会計の期末・勤勉手当決算額を、普通会計に属する職員数 579 人

で除した額。

(10)退職手当(平成18年4月1日)

□	\wedge	南あれ	つじ市	[3	3
X	分	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
支給	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
割合	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
1 人あた	リ平均支給額	6,164,000 円	23,668,000 円		

(注) 1 上記の平均支給額は、平成17年度に退職した職員の額。

(11)調整手当(平成17年度)

支	給	実	績(⁵	平成 1	7 年	度決	算	額)		109,307 千円
支絲	給 職	員 1	人当	たり(D 平	均支	給	年	額		188,786 円
	支	給	率	支約	合対象	職員数	女		玉	の基準	県の基準
			5 %			57	'9 人			0 %	5 %

- (注) 1 上記の平均支給年額は、普通会計の調整手当決算額を普通会計に属する職員数 579 人で除した額。
 - 2 平成18年度は、地域手当として3%を支給している。

(12)特殊勤務手当(平成17年度)

, 101123000	,			
支給実績(平成	17年	度決算額)		27,827千円
うち医師手	当			20,599千円
うち医師手	当を「	除く手当		7,228千円
支給職員1人当た	: りの 4	立均支給年額	(医自	師3人を除く) 50,194円
職員全体に占める	手 当 支 #	給職員の割合		22.34%
手 当 の 種 類	(手	= 当数)		15手当
手 当 の 名 称	主な支給 対象職員	主な支給対象	 聚業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	0人	感染症防疫に従事する	手当	日額 1,000円
じんあい作業従事手当	7人	じんあい作業に従事す	る手当	月額 8,000円
清掃センター作業従事手当	0人	清掃センターの作業に	従事する手当	月額 8,000円
行旅死亡人等取扱作業手当	0人	行旅病人及び死亡人の は埋葬に従事する手当		行旅病人 1回 2,000円 行路死亡人1回10,000円
保育士従事手当	74人	保育士業務に従事する	手当	月額 3,000円
保健師業務従事手当	14人	保健師業務に従事する	手当	月額 3,000円
栄養士業務従事手当	3人	栄養士業務に従事する	手当	月額 3,000円
危険又は困難業務従事手当	0人	危険又は困難な業務に	従事する手当	日額 1,000円
幼稚園教諭従事手当	17人	幼稚園教諭業務に従事	する手当	月額 3,000円
国民宿舎業務従事手当	5人	国民宿舎業務に従事す	る手当	副支配人 月額8,000円 料理長 月額8,000円 調理師 月額3,000円

養護老人ホーム指導業務 及び介護業務従事手当	13人	養護老人ホームに勤務する指導業務 及び介護業務に従事する手当	月額	4,000円
社会福祉業務従事手当	4人	生活保護者等を訪問して行う指導、 相談及び調査業務に従事する手当	月額	3,000円
火葬場業務従事手当	3人	火葬場の業務に従事する手当	月額	40,000円
し尿処理業務従事手当	4人	し尿処理業務に従事する手当	月額	8,000円
診療所業務従事手当	3人	診療所医師又は歯科医師に従事する 医師手当及び研修手当	円の範	当については月額45万 囲内、研修手当につい 額31万円の範囲内
合 計	147人			

(13)時間外勤務手当(平成 17 年度)

総	支	給	額	(平月	龙 1	7 年	- 度	決	算	額)	126,215千円
職員	1人	あたりの	の平均	支	給年	額 ((支約	洽対	象者	≨ 46	62人		273,193円

(注)1 上記の平均支給年額は、全会計の時間外勤務手当決算額を、管理職を除く職員数462人で除した額。

(14) その他の手当(平成 17 年度)

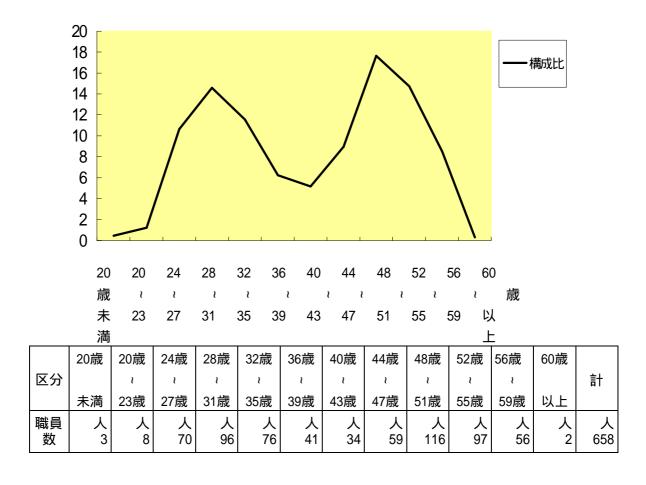
手	当名	内容及び支給単価	国の 制度 との 異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算額)	支 給 職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (17年度決算額)
扶	養 手 当	配偶者 13,500円 配偶者以外の扶養家族 2 人目まで 各6,000円 3 人目以降は 各5,000円 ただし、満16歳から満25歳 までの扶養親族 1 人につき5, 000円加算、配偶者のいない職 員の場合には、扶養親族のうち1人目は11,000円)	同		46,419千円	211,959円 (対象者219人)
住	居手当	自己住居者 3,500円 借家居住者 12,000円を超える家賃に応 じ、最高27,000円	異同	自己住居者 新築 5 年間 2,500円	17,062千円	80,103円 (対象者213人)
通	勤 手 当	公共交通機関利用者 実費 ただし、月額換算55,000円 が支給限度 自動車等使用者 1,000円から26,700円	同異	自動車等使用 2,000円から 24,500円	35,501千円	63,966円 (対象者555人)
管	理職手当	医師 18% 部長 18% 次長 16% 課長 14% 参事 12% 主幹 10% 保育所長、幼稚園長 10%			97,030千円	638,355円 (対象者152人)

(注)1 上記の平均支給年額は、普通会計のそれぞれの手当決算額を、それぞれの対象職員数で除した額。

(15)特別職の報酬等の状況(平成17年度)

	X	4	分	給 料	月	額	等
給					(参考)類(以団体における最高	高/最低額
	市		長	960,000円		960,000円/	747,000円
	助		役	750,000円		770,000円/	592,000円
料	収	入	役	680,000円		680,000円/	542,700円
報	議		長	500,000円		475,000円/	310,000円
	副	議	長	420,000円		410,000円/	220,000円
酬	議		員	385,000円		380,000円/	200,000円
	市		長	(17年度支給割合)			
期	助		役		4.35	月分	
末	収	入	役				
手	議		長	(17年度支給割合)			
当	副	議	長		4.35	月分	
	議		員				
退				(算定方式)			(支給時期)
職	市		長	給料月額×26月×0.4888+	ト 給料月額 >	×22月×0.4136	任期終了後
手	助		役	給料月額×25月×0.3008+	· 給料月額 >	×23月×0.2538	任期終了後
当	収	入	役	給料月額×25月×0.2632+	· 給料月額 >	×23月×0.2256	任期終了後

(16)年齢別職員構成の状況(平成18年4月1日現在)



構成 比	0.5%	1.2%	10.6%	14.6%	11.6%	6.2%	5.2%	9.0%	17.6%	14.7%	8.5%	0.3%	% 100.0	
---------	------	------	-------	-------	-------	------	------	------	-------	-------	------	------	------------	--

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況(平成18年4月1日現在)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休 息	時 間
1日8時間	0.00	47.45	40.45 40.00	40.00 40.45	45.00 45.45
1 週 40 時間	8:30	17:15	12:15 ~ 13:00	12:00 ~ 12:15	15:00 ~ 15:15

(2) 主な休暇の種類(平成18年4月1日現在)

	X	分		付 与 日 数 等 内 容
-	次	/+	003	1年につき20日間(ただし、20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰
年	从	休	暇	り越すことができる)最大(繰越日を含め)1年につき40日間
				公務上(通勤含む)の負傷若しくは疾病の場合 必要と認められる期間
病	気	休	暇	結核性疾病又は精神障害の場合 2年の範囲内で必要と認められる期間
				その他の負傷若しくは疾病の場合 120日の範囲内で必要と認められる期間
特	別	休	暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる休暇
1 ব	נית	N	HFX	主な特別休暇は次のとおり
	選挙権	等 行	使	必要と認められる期間
	証人	等 出	頭	必要と認められる期間
	骨 髄	移	植	必要と認められる期間
	ボランラ	ティアに	木暇	1 年につき 5 日の範囲内
	結 婚	休	暇	5 日の範囲内
	産前産	三丝石	- 0P3	産前 出産予定日前8週間目に当たる日(多胎妊娠は14週間)から出産日
	生 則 俎	三 1夕 1小	N HFX	産後 出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
	育児	休	暇	1日につき2回、各30分以内の時間
	妻の出	達 休	暇	2日の範囲内
	養 育	休	暇	妻の産前産後休暇期間内の 5 日の範囲内
	生 理	休	暇	請求期間
	妊産婦の	の保健は	台道	妊娠 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠 24 週から 35 週までは 2 週間に 1 回、妊
	X工/主 X市 O	ノ (木)廷)	Ħ (T	娠36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回
	子の看	護休	暇	1 年につき 5 日の範囲内
	忌 引	休	睱	親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務しないことが相当と認めら
	ונ או	N	ньх	れるとき(親族の区分により1日から10日までの期間)
	法 要	休	暇	1日(父母の死亡後 15年以内)
	夏季	休	暇	7月から9月までの期間において5日の範囲内
	リフレッ	ノシュ(木暇	勤続年数 20 年及び 30 年に達した年度につき連続した 3 日の範囲内
	住 居	滅失	筀	地震、水害などの災害で被災し、現住居が滅失又は損壊した場合 必要と認

					められる期間
	交通遮断		断	災害や交通事故等により出勤することが著しく困難な場合 必要と認められ	
	×	乪	涎	<u>1</u> 2/1	る期間
	危	7全		空	災害時において、退勤途上における身体の危機を回避する場合 必要と認め
	厄	険	回	避	られる期間
1	1	頀	休	暇	同居している配偶者、父母等の介護をするため、必要と認められる期間

(3) 育児休業等の状況(平成18年4月1日現在)

	区 分			内	容	
育	児	Þ	ţ	業	当該子が3歳に達する日までの間	
部	分育	1 児	休	業	当該子が3歳に達する日までの間、	1日を通じて2時間の範囲内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)職員の分限処分の状況(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

分限処分とは、職員が疾病等のためその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持及び適正な運営の確保を目的として行う不利益処分(降任、免職及び休職)のことをいう。 (単位:件数)

区分	降任	免 職	休職	合 計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
廃職又は過員をなった場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(2)職員の懲戒処分の状況(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を図ることを目的として行う職員の不利益処分(免職、停職、減給及び戒告)のことをいう。 (単位:件数)

区分	免 職	停職	減給	戒告	合 計
一般服務関係	0	0	0	0	0
公金官物取扱関係	0	0	0	0	0
公務外非行関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反関係	0	0	0	0	0
監督責任関係	0	0	0	0	0

5 職員の服務の状況

(1)年次休暇の取得状況

対象人数 (A)	総付与日数 (B)	総取得日数 (C)	取得率 (C / B × 100)	1 人あたり 平均取得日数 (C / A)
646 人	25,718 日	4,262 日	16.57%	6.60 日

(注) 1 対象人数は、育児休業者や休職者を除くもの。

2 集計期間は、平成17年1月1日から平成17年12月31日まで。

(2) 育児休業、部分育児休業及び介護休暇の取得状況(平成17年度)

	育 児 休 業(女性)		育児	,休業(男	部分休業	介護休暇		
Ą	取得可能者	取得者	取得率	取得可能者	取得者	取得率	取得者数	取得者数
	12人	12人	100.0%	5人	0人	0.0%	0人	0人

6 職員の研修の状況

(1)職員の研修の状況(平成17年度)

	X	分	受講者数					
		部長・次長級職員研修	2 4人					
_	階層別研修	層 別 研 修 課長級職員研修						
市		新任職員研修	2 0人					
主		兵庫県企画管理部企画調整局市町振興課	1人					
工	派 遣 研 修	兵庫県企画管理部災害対策局災害対策課	1人					
催		兵庫県淡路県民局県土整備部洲本土地改良事務所	1人					
IE	その他研修	人権研修	5 1 9人					
		接遇研修	483人					
淡路県民局主催		管理職研修	5人					
淡旨	路広域行政主催	市町新任職員研修	17人					
		市町吏員第1部研修	6人					
		市町吏員第2部研修	15人					
丘原	『県自治研修所主催	監督職研修						
六月	2宋日加州1671工作	管理職研修	15人					
		接遇指導者養成研修	2人					
		行政法、民法、政策法務等研修	6人					
		IT (パソコン)研修	44人					
兵庫	軍具自治協会主催	情報管理関係研修	6人					
		人事、労務、財政、法制、税務等担当者研修	13人					

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)共済組合負担金(平成17年度)

	X	分		
金			額	572,560 千円
1 人	当た	り負担	額	988,877 円

(注)1 上記の負担額は、普通会計の決算額を、普通会計に属する職員数579人で除した額。

(2)職員互助会負担金(平成17年度)

X	分	
金	額	10,997 千円
1 人 当	たり負担額	18,993 円

(注)1 上記の負担額は、普通会計の決算額を、普通会計に属する職員数 579 人で除した額。

(3)退職手当組合負担金(平成17年度)

X	分	
金	額	375,279 千円
1 人 当 た	り負担額	648,150 円

(注) 1 上記の負担額は、普通会計の決算額を、普通会計に属する職員数 579 人で除した額。

(4)職員健康診断等の実施状況(平成17年度)

	X	分		受 診 者 数
定	期健	康診	断	420人
人	間ト	゛ッ	ク	220人
子	宮ガ	ン 検	診	47人
脳	۲	ツ	ク	2 6人

(5)公務災害等の発生状況(平成17年度)

	申			請	認	定	不	認	定	継続審議	轰
公	務	災	害	1 件		1件			0件	0 (4
通	勤	災	害	0件		0件			0件	0 作	牛